社会福祉法人プラモウト・サークルクラブ

役員等報酬に関する規程

平成 29 年 7 月 1 日

役員等報酬に関する規程

（目的）

第一条　この規程は、社会福祉法人プラモウト・サークルクラブ（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二三条のに規定に基づき、役員及び評議員の報酬について定めるものとする。

（用語の定義）

第二条　役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（報酬等の支給）

第三条　役員等には、業務に応じた報酬を支給する。

（評議員の報酬の算定方法）

第四条　評議員に対する報酬の額は、定款第八条の定める各年度の総額の範囲で、別表第1に定める額とする。

（役員の報酬の算定方法）

第五条　役員に対する報酬の額は、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、別表第1に定める額とする。

（当法人職員給与との併給）

第六条　当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しない。

（報酬の支給方法）

第七条　役員等に対する報酬の支給は、原則として、当該会議の出席及び出勤の都度、現金で支給する。ただし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第八条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬の支給の基準として公表する。

（改廃）

第九条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第十条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

別表第１

１　評議員の報酬支給基準

評議員会への出席	日額 12,000 円
上記の他、出勤し法人業務を行う場合	業務が 4 時間を超えない場合、日額 6,000 円 業務が 4 時間を超える場合、日額 12,000 円

２　役員の報酬支給基準

（１）理事

理事会への出席	日額 12,000 円
上記の他、出勤し法人業務を行う場合	業務が 4 時間を超えない場合、日額 6,000 円 業務が 4 時間を超える場合、日額 12,000 円

（２）監事の報酬支給基準

評議員会又は理事会への出席	日額 12,000 円
監事監査実施のための出勤	日額 12,000 円
監査及び指導等のため出勤した場合	日額 12,000 円
上記の他、出勤し法人業務を行う場合	業務が 4 時間を超えない場合、日額 6,000 円 業務が 4 時間を超える場合、日額 12,000 円